

危険物貨物のお取り扱い



航空法では、以下のような爆発のおそれがあるもの、燃えやすいもの、その他人に危害を与え、または他の物件を損傷するおそれのあるものを「**危険物**」とし、航空機による輸送を禁止しています。そのような危険物は適切な梱包等、要件を満たさなければ運べません。

<危険物の代表例（抜粋）>

危険物規則	品目代表例	理由
第1分類 火薬類	花火・クラッカー・爆竹・発煙筒	爆発の危険性
第2分類 ガス類	ヘアスプレー・タイヤ・スプレー缶・消火器・カセットコンロ	高圧ガスで破裂する可能性
第3分類 引火性液体	インク・香水・接着剤・マニキュア・ライター・除光液・薬品・アルコール	引火性液体
第4分類 可燃性物質	固形燃料・炭・ワックス・マッチ	可燃性固体
第5分類 酸化性物質	漂白剤・酵素発生装置	酸化性物質
第6分類 毒物類	殺虫剤・農薬・染料・消毒剤	毒物
第7分類 放射性物質	医療用放射性物質	人体への影響
第8分類 腐食性物質	鉛蓄電池・水銀・硫酸・塩酸	人体・品物・輸送機器の腐食
第9分類 その他有害物質	リチウムイオン電池・リチウム金属電池 パソコン・携帯電話・プリンターインクタンク・エアバック 磁石・ドライアイス	発火の可能性 リチウム電池使用の可能性 可燃性及び毒性・磁性物質



危険物の事前申告のお願い



危 危険物の航空輸送

「危険物」は、航空機への搭載が禁止されているものを除き、航空法関連法規やIATA(*1)の規定に基づき、梱包形態や数量などの要件を満たすことで、航空機の輸送が可能となります。

お預かりする品物によっては、事前に内容の詳細を記したインボイスと「MSDS (製品安全データシート) (*2)」をご提出いただく必要がございます。また、「危険物」発送にあたりましては、お客様の責任において、法規で定められた梱包と「危険物申告書」の提出が必要になります。

航空機の安全運航順守の為、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。
詳しくは、弊社カスタマーサービス (0120-627-012) まで、お問い合わせ下さい。



*1 … IATA (International Air Transport Association) = 国際航空運送協会
国際線を運航する航空会社、旅行代理店、その他の関連業界のための業界団体です。

*2 … MSDS (Material Safety Data Sheet) = 製品安全データシート
事業者が化学物質及び化学物質を含んだ製品を他の事業者に譲渡・提供する際に交付する化学物質の危険有害性情報を記載した文書のことです。

